

京都市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく

適合性判定等に関する要綱

平成 28 年 3 月 29 日 決定

平成 29 年 3 月 28 日 改定

令和 3 年 3 月 19 日 改定

令和 5 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 4 月 1 日 改定

令和 7 年 4 月 1 日 改定

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第 5 条－第 12 条）

第 3 章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第 13 条－第 26 条）

第 4 章 その他（第 27 条・第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査機関 京都市都市計画関係手数料条例(以下「手数料条例」という。)別表第11備考2の規定に基づき、性能向上計画認定においては法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを確認できるものとして市長が定める書類を発行できる者をいう。
- (2) モデル建物法 省エネ適判においては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準、性能向上計画認定においては基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準に適合することを確認するものをいう。
- (3) 仕様基準等 省エネ適判においては基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準に、性能向上計画認定においては基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準に適合することを確認するものをいう。
- (4) 軽微変更該当証明書 省令第13条及び第28条に規定する軽微な変更
に該当していることを証する書面をいう。

(審査の委託)

第3条 市長は、省エネ適判及び性能向上計画認定の申請(それぞれの変更申請を含む)があった場合には、省エネ適判及び性能向上計画認定に係る審査の一部を、審査機関に委託することができる。ただし、第16条に規定する審査を受けた場合を除く。

(申請書等の補正)

第4条 前条の規定により市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、省エネ適判申請書、性能向上計画認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなったときは、市長は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により申請を行った者に行わせることができる。

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等

(事前協議)

第5条 法第11条第1項又は法第12条第2項の規定により、建築物エネルギー

一消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）を提出又は通知して省エネ適判を受けようとする者（以下「確保計画提出者等」という。）は、確保計画の提出又は通知を行おうとする日の21日以上前までに、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、確保計画提出者等が本市の機関である場合はこの限りでない。

- (1) 建築物の用途
- (2) 手数料の額

2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画事前協議書（第1号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図（用途の別が分かるもの）
- (4) 床面積求積図
- (5) 用途別床面積表
- (6) 立面図
- (7) 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限り。）
- (8) 気候風土適応住宅チェックリスト（気候風土適応住宅（基準省令第1条第1項第2号ただし書きの国土交通大臣が定める基準に適合する住宅）である場合に限り。）
- (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（当該認定に含まれる他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。）に係る申請である場合に限り。）
- (10) 住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条に適合する住宅に限り。）

（確保計画変更事前協議）

第6条 法第11条第2項又は法第12条第3項の規定により、変更後の確保計画を提出又は通知して省エネ適判を受けようとする者（以下「変更後確保計画提出者等」という。）は、変更後の確保計画の提出又は通知に先立ち、次に掲げる

事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、変更後確保計画提出者等が本市の機関である場合はこの限りでない。

(1) 建築物の用途

(2) 手数料の額

2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画変更事前協議書（第2号様式）1部に、変更に係る部分の変更前と変更後の図書及び委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。

（軽微変更該当証明書交付事前協議）

第7条 省令第13条の規定により軽微変更該当証明書の交付を請求する者（以下この章において「軽微変更該当証明書請求者」という。）は、当該請求に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、軽微変更該当証明書請求者が本市の機関である場合はこの限りでない。

(1) 建築物の用途

(2) 手数料の額

2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明事前協議書（第3号様式）1部に、変更前と変更後の図書及び委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。

（確保計画の提出等）

第8条 確保計画の提出又は通知は、省令第3条第1項（省令第9条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する計画書又は通知書の正本1部及び副本2部（当該申請に係る建築物が法第29条第3項に規定する他の建築物である場合は、正本及び副本各1部並びに当該建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写しを正本及び副本各1部）に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状（代理者が提出又は通知を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。

2 変更後の確保計画の提出又は通知は、省令第4条第1項（省令第9条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する計画書又は通知書の正本1部及び副本2部に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状（代理者が提出

又は通知を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。

- 3 軽微変更該当証明書の請求は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明請求書(第4号様式)の正本1部及び副本2部に、それぞれ省令第4条第1項に規定する図書及び委任状(代理者が請求を行う場合に限る。)を添えて行うものとする。

(提出の取下げ等)

第9条 確保計画提出者等又は変更後確保計画提出者等は、当該提出及び通知を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出取下げ届(第5号様式)1部を市長に提出するものとする。

- 2 軽微変更該当証明書請求者は、当該請求を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届(第6号様式)1部を市長に提出するものとする。

(軽微変更該当証明書の交付等)

第10条 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された確保計画の変更が、省令第5条(省令第9条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の軽微な変更該当すると認める場合は、省令第13条の規定による軽微変更該当証明書(第7号様式)を軽微変更該当証明書請求者に交付するものとする。

- 2 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された確保計画の変更が、省令第5条の軽微な変更該当しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当しない旨の通知書(第8号様式)により軽微変更該当証明書請求者に通知するものとする。

(基準適合命令)

第11条 法第13条第1項の規定による建築物に係る基準適合命令は、建築物に係る基準適合命令書(第9号様式)により行うものとする。

(報告の徴収)

第12条 法第15条第1項の規定による報告を求められた建築主等は、建築物に係る報告書(第10号様式)1部を市長に提出しなければならない。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(事前協議)

第13条 法第29条第1項の規定により、性能向上計画認定の申請（以下この章において「認定申請」という。）をしようとする者（以下この章において「認定申請者」という。）は、当該認定申請を行おうとする日の21日以上前（法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしようとする場合は、当該認定申請を行おうとする日の35日以上前）までに、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、第16条第1項に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。

- (1) 建築物の用途
- (2) 手数料の額

2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定事前協議書（第11号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図（用途の別が分かるもの）
- (4) 床面積求積図
- (5) 用途別床面積表
- (6) 立面図
- (7) 建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書に相当する書類（法第30条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。）
- (8) 委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）
- (9) 住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条に適合する住宅に限る。）

(性能向上計画変更事前協議)

第14条 法第31条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下この章において「変更認定申請」という。）をしようとする者（以下この章において「変更認定申請者」という。）は、当該変更認定

申請に先立ち、当該変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の部分の次に掲げる事項について、市長に事前協議を行うものとする。ただし、第16条第2項に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。

- (1) 建築物の用途
- (2) 手数料の額

2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定変更事前協議書（第12号様式）1部に変更前と変更後の図書及び委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。

（軽微変更該当証明書交付事前協議）

第15条 省令第28条の規定により、軽微変更該当証明書の交付を請求する者（以下この章において「軽微変更該当証明書請求者」という。）は、当該請求に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、第16条第3項に規定する審査を受ける場合は、この限りでない。

- (1) 建築物の用途
- (2) 手数料の額

2 前項の事前協議は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明事前協議書（第13号様式）1部に、変更前と変更後の図書及び委任状（代理者が事前協議を行う場合に限る。）を添えて行うものとする。

（審査機関の審査）

第16条 認定申請者は、認定申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号の基準に適合していることについて、審査機関による審査を受けることができる。

2 前項の規定は、変更認定申請を行う場合について準用する。

3 第1項の規定は、軽微変更該当証明書の請求を行う場合について準用する。

（認定申請等）

第17条 認定申請は、省令第20条第1項に規定する申請書の正本1部及び副本2部（当該申請に係る建築物が前条第1項の審査を受けた場合は、正本及び副本各1部並びに前条第1項の審査機関が交付する適合証の写しを正本及び副

本各 1 部) に、それぞれ同項に規定する図書 (同項に規定する市長が必要と認める図書は、認定を受けようとする建築物が建築基準法に適合していることについて、建築士が確認した旨を記載した説明書とする。) 及び委任状 (代理者が申請を行う場合に限る。) を添えて行うものとする。

2 変更認定申請は、省令第 26 条に規定する申請書の正本 1 部及び副本 2 部 (当該申請に係る建築物が前条第 2 項の審査を受けた場合は、正本及び副本各 1 部並びに前条第 2 項の審査機関が交付する適合証の写しを正本及び副本各 1 部) に、それぞれ同項に規定する図書及び委任状 (代理者が申請を行う場合に限る。) を添えて行うものとする。

3 軽微変更該当証明書の請求は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微変更該当証明請求書 (第 14 号様式) の正本 1 部及び副本 1 部に、それぞれ省令第 26 条に規定する図書及び委任状 (代理者が請求を行う場合に限る。) を添えて行うものとする。

(建築確認申請の特例の申出等)

第 18 条 法第 30 条第 2 項の規定による申出は、第 17 条第 1 項及び第 2 項の申請に併せて建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申出において、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準 (以下「特定構造計算基準等」という。) に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書 (指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。) の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事又は建築副主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りでない。

(計画の通知)

第 19 条 市長は、法第 30 条第 2 項の規定による申出を受けた場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書 (第 15 号様式) に建築物エネルギー消費性能向上計画を添えて建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

(申請の取下げ等)

第20条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届(第16号様式)

1部を市長に提出するものとする。

2 軽微変更該当証明書請求者は、当該請求を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明請求取下げ届(第17号様式)1部を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第21条 市長は、認定申請又は変更認定申請の内容が法第30条第1項各号の基準に適合しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書(第18号様式)により認定申請者又は変更認定申請者に通知するものとする。

(軽微変更該当証明書の交付等)

第22条 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第25条第1号又は第2号の軽微な変更該当すると認める場合は、省令第28条の規定による軽微変更該当証明書(第19号様式)を軽微変更該当証明書請求者に交付する。

2 市長は、軽微変更該当証明書の交付を請求された建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第25条第1号及び第2号のいずれの軽微な変更にも該当しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の変更が軽微な変更該当しない旨の通知書(第20号様式)により軽微変更該当証明書請求者に通知するものとする。

(新築等の取りやめ)

第23条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等(以下「性能向上計画認定建築物の新築等」という。)を取りやめようとする場合は、性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届(第21号様式)1部に省令別記様式第28の通知書(計画変更認定を受けた者にあつては省令別記様式第28及び第30の通知

書)を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の認定建築物エネルギー消費性能向上計画において軽微変更証明書が交付されている場合にあっては、前項に規定する図書に加え、軽微変更該当証明書を添えて市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定により性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届の提出があった場合は、法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の認定を取り消すこととし、性能向上計画認定建築物の新築等取りやめ届に係る認定取消通知書(第22号様式)により認定建築主に通知するものとする。

(報告の徴収)

第24条 法第32条の規定による報告を求められた認定建築主は、性能向上計画認定建築物の新築等状況報告書(第23号様式)1部を市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、性能向上計画認定建築物の新築等の工事が完了したときは、性能向上計画認定建築物の新築等工事完了報告書(第24号様式)1部に、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添えて(認定された計画に基づく工事が同法第6条第1項及び同法第6条の2第1項に定める確認申請を不要とする場合を除く。)市長に報告するものとする。

3 認定建築主は、認定を受けた建築物又は住戸を譲り渡した場合は、譲受人と共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を市長に報告するものとする。

(改善命令)

第25条 法第33条の規定による改善命令は、性能向上計画認定建築物の新築等に関する改善命令書(第25号様式)により行う。

(認定の取消し)

第26条 市長は、法第34条の規定により認定を取り消した場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書(第26号様式)により認定申請者に通知するものとする。

第4章 その他

(手数料の納付)

第27条 手数料条例第11条に規定する事務に係る手数料は、京都市会計規則第27条に規定する納入通知書により納付しなければならない。

(その他)

第28条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。